国際平和支援法、重要影響事態法の支援について

活動地域と武器使用の制約

いずれの法制も、憲法が禁じる「武力の行使」に該当しないために、活動地域と武器使用に厳しい制約が課されてきた。

① 活動地域を、「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」（非戦闘地域。周辺事態法では「後方地域」）に限定し、

② 武器の使用を、「自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」等に限定し、「刑法第36条（正当防衛）又は第37条（緊急避難）に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない」とした（自己保存型）。この「自己保存型」の武器の使用以外に、自衛隊法95条による「武器等防護のための武器の使用」（武器防護型）も雇用されている。

20年余にわたってPKO活動への自衛隊の参加が続き、戦地のイラクなどに派兵されたにもかかわらず、自衛隊が一発も発砲することなく、１人として殺すことも、１人として「戦死」することもなかったのは、この２つの憲法的制約があずかって大きい。

２つの憲法的制約の撤廃（閣議決定）

「国際貢献のための積極的平和主義」を掲げた閣議決定は、活動地域と武器使用についての憲法的制約を、いずれも撤廃することにしている。

① 活動地域については、非戦闘地域・後方地域の概念を廃止し、戦闘現場（現に戦闘が行われている場所）以外での活動を許容し、活動している場所「戦闘現場」になったら、活動を休止・中断することにした。

② 武器使用については、派遣先国の同意があり、「国家に準じる組織」が「敵」として登場しないことを前提に、

・「駆けつけ警護」のための武器使用

・法人救出のための武器使用

治安維持などの任務遂行のための武器使用の許容

後方支援活動の枠組み

武力行使との一体化基準（1997.2.13 衆予）大森答弁

「他国による武力行使と一体をなす行為であるかどうか、その判断につきましては大体４つぐらいの考慮事項を述べてきているわけでございまして、要するに、

① 戦闘行為が行われている、または行われようとしている地点と当該行動がなされる場所との地理的関係
② 当該行動等の具体的内容
③ 他国の武力行使の任にあたる者との関係の密接性
④ 協力しようとする相手の活動の環境等の諸般の事情

総合的個々的に判断されるべきものである。」

と、答弁している。しかし常識の問題として多国籍軍の武力行使と一体化していないと主張していても、どの国からも相手にはされない。

国連決議がなくても可能

武力行使の根拠となる安保理決議がなくても、何らかの形でそれを否定しない決議があればよい。

→ 現在のイスラム国への空爆

ある事態を平和への脅威であるとして加盟国に何らかの取り組みを求めた場合も含んでいる。

平和への脅威を認めても経済制裁の段階があったり、最後まで平和的解決を追求する場合もある。

イスラム国への対応

中谷防衛大臣は日本の安全とは直接関係ないが、有志国連合がイスラム国への軍事作戦を行う場合の支援の可能性について「法律的にはあり得る」と答弁。

後方支援から参戦へ

後方支援活動に参加して、中東か南シナ海など地域によるが、自己防衛のために武器を使用し相手方が応戦し、誰がどう見ても戦闘状態になる。

自衛隊が戦闘現場に巻き込まれればそれは「我が国に対する外部からの攻撃」とはいえないまでも（可能性はある）

↓

武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態と、みなす可能性が出てくる。

↓

状況によっては「切迫」とみるか「武力攻撃が予測されるに至った事態」とみることになるのではないか。

↓

三要件に該当ということで武力行使の可能性も。
つまり国際平和支援法も重要影響事態法によっても参戦する。つまり武力行使の可能性もある。

平和を名目に出て行っても、結果として戦争への道を開くことになる可能性を秘めている。

今回の法案は、アフガニスタンやイラクで行われたようなアメリカの戦争に自衛隊が参加する道を開くものである。

弾薬の提供
後方支援活動で新たに伴う弾薬提供の輸送手段について、中谷防衛相は「陸上か航空かは問わない制約はしていない」と説明。「米国からの強い期待が示された」と付け加えた

給油活動
中谷防衛省は、米軍機への空中給油も「法律上、排除されない」と説明。首相も「戦闘行為とは地理的関係は一線を画する発進準備中なので、武力行使とは一体化しないと判断」と答弁した。

これらの武力行使と一体化しない後方支援の議論は、世界では通用しないものである。補給や輸送が一番狙われやすい軍事目標となるのは世界の常識であり、参戦することで反撃を受け、戦闘が拡大することは目に見えている。